

過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表

平成23年7月1日
 改正 平成23年12月22日
 最終改正 平成26年4月4日
 最終改正 平成27年5月29日
 日本公認会計士協会
 監査基準委員会
 （報告書：第63号）

	項番号
I 本報告書の範囲及び目的	
1. 本報告書の範囲	1
2. 比較情報の性質	2
3. 本報告書の目的	4
4. 定義	5
II 要求事項	
1. 監査手続	6
2. 監査報告	
(1) 対応数値	9
(2) 比較財務諸表	14
III 適用指針	
1. 監査手続	A1
2. 監査報告	
(1) 対応数値	A2
(2) 比較財務諸表	A8
IV 適用	
付録 監査報告書の文例	

《 I 本報告書の範囲及び目的》

《 1. 本報告書の範囲》

1. 本報告書は、財務諸表監査における比較情報に関する実務上の指針を提供するものである。前年度の財務諸表が、前任監査人によって監査されていた場合、又は監査が実施されていない場合には、監査基準委員会報告書510「初年度監査の期首残高」における期首残高に関する要求事項と適用指針、及び監査基準委員会報告書900「監査人の交代」も併せて適用する。

《 2. 比較情報の性質》

2. 財務諸表に表示される比較情報の性質は、適用される財務報告の枠組みで要求される事項によって定められる。

比較情報に関する監査意見の表明の方式には、大別して二つの異なる方式がある。監査人が採用すべき方式は、通常、法令等で規定されているが、監査契約書において定められる場合もある。

3. この二つの方式における、監査意見を表明する上での本質的な相違点は以下のとおりである。

- (1) 対応数値方式の場合、財務諸表に対する監査意見は当年度のみを対象として表明される。
- (2) 比較財務諸表方式の場合、監査意見は財務諸表に表示された各々の年度を対象として表明される。

本報告書は、監査意見の表明に関する要求事項を、各方式別に記載している。

《 3. 本報告書の目的》

4. 本報告書における監査人の目的は、以下の事項のとおりである。
 - (1) 財務諸表に含まれる比較情報が、すべての重要な点において、適用される財務報告の枠組みにおける比較情報に関して要求される事項に準拠して表示されているかどうかについて十分かつ適切な監査証拠を入手すること
 - (2) 監査意見を表明する責任に基づき監査報告を行うこと

《 4. 定義》

5. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。
 - (1) 「比較情報」－適用される財務報告の枠組みに基づき財務諸表に含まれる過年度の金額及び開示をいう。
 - (2) 「対応数値」－比較情報が、当年度の財務諸表に不可分の一部として含まれ、当年度に関する金額及びその他の開示（以下、「当年度の数値」という。）と関連付けて読まれることのみを意図しており、対応する金額と開示をどの程度詳細に表示するかは、主に、当年度の数値との関連性において決定されるものとして監査意見を表明する場合の当該比較情報をいう。
 - (3) 「比較財務諸表」－当年度の財務諸表との比較のために、当年度の財務諸表と同程度の比較情報が含まれており、比較情報について監査が実施されている場合に、比較情報に対する監査意見が当年度の監査報告書に記載されるときに当該比較情報をいう。

比較情報に過去複数年の金額及び開示が含まれる場合には、本報告書における「前年度」は「過年度」を表すものとする。

《Ⅱ 要求事項》

《1. 監査手続》

6. 監査人は、適用される財務報告の枠組みで要求されている比較情報が財務諸表に含まれているかどうか、並びに当該情報が適切に表示及び分類されているかどうかを判断しなければならない。

監査人は、この判断に当たって、以下の事項を検討しなければならない。

(1) 比較情報が、前年度に表示された金額及びその他の開示（訂正報告書が提出されている場合には、訂正後の金額及びその他の開示）と一致しているかどうか、又は、修正再表示された場合、修正再表示された金額及びその他の開示が妥当かどうか。

(2) 比較情報に適用した会計方針又は表示方法が当年度に適用した会計方針又は表示方法と一致しているかどうか、また、会計方針又は表示方法の変更があった場合には、当該変更が適切に処理され、その表示及び開示が妥当かどうか。

7. 監査人は、当年度の監査の実施の過程において比較情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があることに気付いた場合、重要な虚偽表示の有無に関して判断を行うのに十分かつ適切な監査証拠を入手するため、必要と認められる追加的な監査手続を実施しなければならない。

監査人は、前年度の財務諸表を監査していた場合、監査基準委員会報告書560「後発事象」第13項から第16項の関連する要求事項にも従わなければならない。

前年度の財務諸表が訂正されている場合、監査人は、比較情報が訂正後の財務諸表と一致しているか確かめなければならない。

8. 監査基準委員会報告書580「経営者確認書」第13項で要求されているとおり、監査人は、経営者確認書に監査意見を表明する全ての対象年度について記載することを要請しなければならない。

また、監査人は、比較情報に影響を及ぼす前年度の財務諸表の重要な虚偽表示を解消するために行われた全ての修正再表示に関する確認事項を含めて、経営者確認書を入手しなければならない。(A1項参照)

《2. 監査報告》

《(1) 対応数値》

9. 比較情報が対応数値として表示される場合、監査人は、第10項、第11項及び第13項に記載されている場合を除き、監査意見において対応数値に言及してはならない。(A2項参照)

10. 以前に発行した前年度の監査報告書において除外事項付意見（すなわち限定意見、否定的意見、又は意見不表明）が表明されており、かつ当該除外事項付意見の原因となった事項が未解消の場合、監査人は、当年度の財務諸表に対して除外事項付意見を表明しなければならない。

監査人は、監査報告書の除外事項付意見の根拠区分において、以下のいずれかを記載しなければならない。

(1) 当該事項が当年度の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要である場合、除外事項付意見の原因となった事項の説明において、当年度の数値と対応数値の両方に及ぼす影響について記載する。

(2) 上記以外の場合には、当年度の数値と対応数値の比較可能性の観点から、未解消事項が及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響を勘案した結果、除外事項付意見が表明されている旨を記載する。(A3項からA5項参照)

11. 監査人は、以前に無限定意見が表明されている前年度の財務諸表に重要な虚偽表示が存在するという監査証拠を入手したが、対応数値が適切に修正再表示されていない又は開示が妥当ではない場合、当年度の財務諸表に対する監査報告書において、当該財務諸表に含まれる対応数値に関する除外事項付意見として、限定意見又は否定的意見を表明しなければならない。(A6項参照)

《前年度の財務諸表を前任監査人が監査している場合》

12. 前年度の財務諸表を前任監査人が監査しており、監査報告書において前任監査人が対応数値を監査している旨及びその意見を記載することが法令等によって禁止されておらず、かつ監査人がそれを記載することにした場合、監査人は、監査報告書のその他の事項区分に、以下の事項を記載しなければならない。
- (1) 前年度の財務諸表は、前任監査人により監査された旨
 - (2) 前任監査人が表明した監査意見の類型、及び、除外事項付意見が表明されていた場合にはその理由
 - (3) 前任監査人の監査報告書の日付 (A7項参照)

《前年度の財務諸表が監査されていない場合》

13. 前年度の財務諸表が監査されていない場合、監査人は、監査報告書のその他の事項区分に、対応数値が監査されていない旨を記載しなければならない。
- ただし、当該記載によっても、当年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす虚偽表示が期首残高に含まれていないという十分かつ適切な監査証拠の入手に関する要求事項が免除されるわけではない。(監基報510第5項参照)

《(2) 比較財務諸表》

14. 比較情報が比較財務諸表として表示される場合、監査人は、財務諸表の表示期間に含まれるそれぞれの年度に関して監査意見を表明しなければならない。(A8項から及びA9項参照)
15. 当年度の監査に関連して前年度の財務諸表に対して監査意見を表明する場合において、前年度の財務諸表に対する監査意見が、以前に表明した監査意見と異なる場合には、監査人は、監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第7項に従い、その他の事項区分で、監査意見が異なる理由を記載しなければならない。(A10項参照)

《前年度の財務諸表を前任監査人が監査している場合》

16. 前年度の財務諸表を前任監査人が監査している場合、前年度の財務諸表に対する前任監査人の監査報告書が当年度の財務諸表とともに再発行される場合を除き、監査人は、当年度の財務諸表に対する意見表明に加えて、その他の事項区分に、以下の事項を記載しなければならない。
- (1) 前年度の財務諸表は、前任監査人により監査された旨
 - (2) 前任監査人が表明した監査意見の類型、及び、除外事項付意見が表明されていた場合にはその理由
 - (3) 前任監査人の監査報告書の日付
17. 監査人は、前任監査人が以前に無限定意見を表明した前年度の財務諸表に影響を及ぼす重要な虚偽表示が存在すると判断する場合、当該虚偽表示について適切な階層の経営者及び監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下、「監査役等」という。）に報告

するとともに、前任監査人を含め三者間で協議するよう求めなければならない。

前年度の財務諸表が訂正され、前任監査人が、訂正された前年度の財務諸表に対して新しい監査報告書を発行することに同意する場合、監査人は、当年度の財務諸表のみに監査意見を表明しなければならない。(A11項参照)

《前年度の財務諸表が監査されていない場合》

18. 前年度の財務諸表が監査されていない場合、監査人は、監査報告書のその他の事項区分に、比較財務諸表が監査されていない旨を記載しなければならない。

ただし、当該記載によっても、当年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす虚偽表示が期首残高に含まれていないという十分かつ適切な監査証拠の入手に関する要求事項が免除されるわけではない。(監基報510第5項参照)

《Ⅲ 適用指針》

《1. 監査手続》

《経営者確認書》(第8項参照)

A1. 比較財務諸表の場合、監査人は、監査意見を表明する全ての対象年度について、経営者確認書に記載することを要請する。これは、前年度に関して以前に作成された経営者確認書が依然として適切であることを、経営者が再確認する必要があるためである。対応数値の場合、監査人は、当年度の財務諸表のみについて、経営者確認書に記載することを要請する。これは、監査意見が、対応数値を含む当年度の財務諸表に対するものであるためである。

また、いずれの場合も、監査人は、比較情報に影響を及ぼす前年度の財務諸表の重要な虚偽表示を訂正するために行われた全ての修正再表示に関する確認事項を含めて、経営者確認書に記載することを要請する。

《2. 監査報告》

《(1) 対応数値》

《意見表明における原則的取扱い》(第9項参照)

A2. 対応数値の場合、監査意見は、対応数値を含む当年度の財務諸表全体に対して表明されるため、監査人は、対応数値については意見を表明しない。

《前年度の除外事項付意見の原因が未解消の場合の監査報告書上の取扱い》(第10項参照)

A3. 以前に発行した前年度の監査報告書において、除外事項付意見(すなわち限定意見、否定的意見、又は意見不表明)が表明されていたが、除外事項付意見の原因となった事項が解消され、適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表において当該事項が適切に会計処理又は開示された結果、比較可能性が確保されている場合、前年度の除外事項を当年度の財務諸表に対する監査報告書において除外事項として取り扱う必要はない。

A4. 以前に表明した前年度の監査意見が除外事項付意見であった場合、除外事項付意見の原因となった未解消事項は、当年度の数値には関連しないことがある。その場合においても、当年度の数値と対応数値の比較可能性の観点から、未解消事項が及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響によって、当年度の財務諸表に対して限定意見、意見不表明又は否定的意見が要

求されることがある。

- A5. 本報告書の付録の文例1及び文例2には、前年度の監査報告書において除外事項付意見が表明されており、かつ当該除外事項付意見の原因となった事項が未解消である場合の監査報告書の文例を記載している。

《前年度の財務諸表における虚偽表示》(第11項参照)

- A6. 虚偽表示のある前年度の財務諸表が訂正されておらず、監査報告書も再発行されていないが、当年度の財務諸表において、対応数値が適切に修正再表示されている、又は開示が妥当な場合、監査人は、監査報告書に強調事項区分を設けて、当該事項に関する概要を記載するとともに、財務諸表上の開示のうち関連する記載箇所について記載することを検討する。(監基報706参照)

《前年度の財務諸表を前任監査人が監査している場合》(第12項参照)

- A7. 付録の文例3には、前年度の財務諸表を前任監査人が監査しており、監査報告書において前任監査人が対応数値を監査している旨及びその意見を記載することが法令等により禁止されていない場合の監査報告書の文例を記載している。
 なお、監査人は、前任監査人が以前に無限定意見を表明した前年度の財務諸表に影響を及ぼす重要な虚偽表示が存在すると判断する場合、通常、当該虚偽表示について適切な階層の経営者及び監査役等に報告するとともに、前任監査人を含め三者間で協議するよう求める。

《(2) 比較財務諸表》

《意見表明における原則的取扱い》(第14項参照)

- A8. 比較財務諸表に対する監査報告書は、表示されるそれぞれの年度の財務諸表を対象としている。したがって、監査人は、ある年度の財務諸表に対しては、除外事項付意見(すなわち限定意見、否定的意見、又は意見不表明)を表明し、又は強調事項区分を設けて記載する一方で、他の年度の財務諸表に対しては異なる監査意見を表明することがある。
- A9. 付録の文例4には、監査人が、当年度の監査に関連して、当年度と前年度の両方の財務諸表に対して監査意見を表明することが要求されている場合で、前年度の監査報告書において除外事項付意見を表明しており、かつ当該除外事項付意見の原因となった事項が未解消である場合の監査報告書の文例を記載している。

《前年度の財務諸表に対して以前と異なる意見を表明する場合》(第15項参照)

- A10. 監査人は、当年度の監査に関連して前年度の財務諸表に対して監査意見を表明する場合において、当年度の監査を実施する中で、前年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす状況又は事象に気付いた場合、前年度の財務諸表に対して以前と異なる意見を表明することがある。

《前年度の財務諸表を前任監査人が監査している場合》(第17項参照)

- A11. 前任監査人は、前年度の財務諸表に対する監査報告書を再発行することができない、又はそれを拒否することがある。監査人は、監査報告書のその他の事項区分において、前任監査人が訂正前の前年度の財務諸表に対して監査意見を表明した旨を記載する場合がある。

加えて、監査人が訂正事項について監査を行う場合において、適切に訂正が行われたことに関する心証を得るに足る十分かつ適切な監査証拠を入手した場合、監査報告書に、以下のような記載を含める場合がある。

また、当監査法人は、平成X2年の財務諸表に対する監査において、注記Xに記載された平

成X1年の財務諸表の訂正事項について監査を行った。

当監査法人は、当該訂正事項は適切であり、平成X1年の財務諸表に適切に反映されていると認める。

当監査法人は、当該訂正事項に関して実施した手続を除き、会社の平成X1年の財務諸表に対して、監査、レビュー又は他のいかなる手続も実施していない。したがって、当監査法人は、平成X1年の財務諸表全体に対して、意見又は他のいかなる種類の保証も提供しない。

《IV 適用》

- ・ 本報告書（平成23年7月1日）は、平成23年7月1日に発効し、平成23年9月30日以後終了する中間会計期間に係る中間監査及び平成24年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。
- ・ 本報告書（平成23年12月22日）は、平成24年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。
- ・ 本報告書（平成26年4月4日）は、平成26年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。
- ・ 本報告書（平成27年5月29日）は、平成27年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。

《付録 監査報告書の文例》

《文例 1 ー対応数値》（A5 項参照）

第10項(1)に記載された状況に関する報告書の文例

- ・ 以前に発行した前年度の監査報告書において限定付適正意見を表明している。
- ・ 除外事項付意見の原因となった事項が未解消である。
- ・ 当該事項が当年度の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要であり、当年度の財務諸表に対して除外事項付意見が求められる。

独立監査人の監査報告書

[宛先]

[監査報告書の日付]

[〇〇監査法人]

[監査人の署名]

＜財務諸表監査＞（注1）

当監査法人は、〇〇株式会社の平成X年X月X日から平成X年X月X日までの事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約及びその他の説明情報について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

財務諸表の注記Xに記載されているとおり、財務諸表には減価償却費が計上されておらず、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠していない。これは、前事業年度における経営者の意思決定の結果であり、当監査法人が当該年度の財務諸表に対して除外事項付意見を表明する原因となっている。

建物については年5%、設備については年20%の償却率を用いた定額法による減価償却費を計上した場合に比べ、当期純損失は、平成X1年にXXX、平成X0年にXXX過少に表示され、有形固定資産は、平成X1年にXXX、平成X0年にXXX過大に、また欠損金は、平成X1年にXXX、平成X0年にXXX過少に表示されている。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす影響を除き、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠して、〇〇株式会社の平成X年X月X日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<法令等が要求するその他の事項に対する報告>

(省略)

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

《文例2－対応数値》（A5項参照）

第10項(2)に記載された状況に関する報告書の文例

- ・ 以前に発行した前年度の監査報告書において限定付適正意見を表明している。
- ・ 除外事項付意見の原因となった事項が未解消である。
- ・ 当該事項が当年度の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要ではないが、（未解消事項が）当年度の数値と対応数値の比較可能性に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響によって、当年度の財務諸表に対して除外事項付意見が求められる。

独立監査人の監査報告書

[宛先]

[監査報告書の日付]
[〇〇監査法人]
[監査人の署名]

<財務諸表監査>（注1）

当監査法人は、〇〇株式会社の平成X年X月X日から平成X年X月X日までの事業年度の

財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約及びその他の説明情報について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する（注3）。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

当監査法人は、平成X0年×月×日に監査契約を締結したため、前事業年度の期首の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。期首の棚卸資産は経営成績に影響を及ぼすため、当監査法人は、前事業年度の経営成績と利益剰余金期首残高に修正が必要かどうか判断することができず、平成X0年3月31日をもって終了する前事業年度の財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。よって、当該事項が当事業年度の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当事業年度の財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項が対応数値に及ぼす可能性のある影響を除き、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠して、〇〇株式会社の平成X年X月X日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<法令等が要求するその他の事項に対する報告>

(省略)

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

《文例3 一対応数値》（A7 項参照）

第12項に記載された状況に関する報告書の文例

- ・ 前年度の財務諸表を前任監査人が監査している。
- ・ 監査報告書において前任監査人が対応数値を監査している旨及びその意見を記載することが法令等によって禁止されておらず、かつ監査人がそれを記載することにした場合

独立監査人の監査報告書

[宛先]

[監査報告書の日付]

[〇〇監査法人]

[監査人の署名]

＜財務諸表監査＞（注1）

当監査法人は、〇〇株式会社の平成X年X月X日から平成X年X月X日までの事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約及びその他の説明情報について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する（注3）。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討するこ

とが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠して、〇〇株式会社の平成X年X月X日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

〇〇株式会社の平成X0年X月X日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、〇〇株式会社の前事業年度の財務諸表に対して平成X1年X月X日付けで無限定適正意見を表明している。

<法令等が要求するその他の事項に対する報告>

(省略)

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

《文例4－比較財務諸表》（A9項参照）

第14項に記載された状況に関する報告書の文例

- ・ 監査人は、当年度の監査に関連して、当年度の財務諸表と前年度の財務諸表の両方に対して監査意見を表明することが求められている。
- ・ 以前に発行した前年度の監査報告書において限定付適正意見を表明している。
- ・ 除外事項付意見の原因となった事項が未解消である。
- ・ 当該事項が当年度の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が当年度の財務諸表と前年度の財務諸表のいずれにとっても重要であり、除外事項付意見が求められる。

独立監査人の監査報告書

[宛先]

[監査報告書の日付]

[〇〇監査法人]

[監査人の署名]

<財務諸表監査>（注1）

当監査法人は、〇〇株式会社の平成X1年X月X日から平成X1年X月X日まで、及び平成X0年X

月X日から平成X0年X月X日までの2事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約及びその他の説明情報について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する（注3）。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

財務諸表の注記Xに記載されているとおり、財務諸表には減価償却費が計上されておらず、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠していない。

建物については年5%、設備については年20%の償却率を用いた定額法による減価償却費を計上した場合に比べ、当期純損失は、平成X1年にXXX、平成X0年にXXX過少に表示され、有形固定資産は、平成X1年にXXX、平成X0年にXXX過大に、また欠損金は、平成X1年にXXX、平成X0年にXXX過少に表示されている。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす影響を除き、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠して、〇〇株式会社の平成X1年X月X日現在及び平成X0年X月X日現在の財政状態並びに同日をもって終了するそれぞれの事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<法令等が要求するその他の事項に対する報告>

(省略)

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

《文例 1 から文例 4 に対する注》

(注 1) 「<法令等が要求するその他の事項に対する報告>」がない場合は、「<財務諸表監査>」は不要である。

(注 2) 適用される財務報告の枠組みの名称を具体的に記載する。

(注 3) 監査人が、財務諸表監査に併せて内部統制の有効性に対して意見を表明している場合においても、財務諸表監査の目的は変わらないため、当該記載の変更は必要ない。

以 上